

〔言經卿記〕慶長九年五月十日庚申、倉部等同道、大津セ、ガサキマデ被行候、下野殿但州湯治ニ御出也云々、迎ニ罷向、今日ニテハ無之云々、

〔秋山の記〕秋の山見にとにはあらで、此三年が間、足曳のやまひに罹づらひて、世のわたらひも何もはかぐしからぬ、斯るを、昔は但馬の城の崎の温泉に効驗見しかば、此度も亦思し立るを、後りに立て来る人も、年比深うそみし事あればともにとては、そ葉の仰せのまゝに召連る、なりけり、長月の十日あまり二日といふ日首途す。○中略

扱故郷出で、七日と云に志す所に來たる、なやと云所より輕ま舟もとめて漕れ行く、此間山も川も舊見した、すまひながら、昔は春山の霞こめたる空の氣色も、己が齡も最若かりし程なりき、今や二十年經し心には、朝立つ河霧の覺束なさ、へ添ひて、古きを忍ぶ涙ぞ、秋の時雨めきたる、江山皆舊游と誦んじつ、行く古へ堤の中納言の爰に浴すとて來られし時、夕月夜おぼつかなきをと詠みませし二見の浦は、此わたりと云を聞いて、或人、

けふ幾日とりも見なく玉くしげ二見の浦のあさあけの空

〔筑紫紀行九〕六月〇元年、享和十日、城崎郡湯島豊岡より三里是御公領にて、久美濱の御代官所に屬せりさて此所は一筋の町にて、町の中通に細き溝川あり、上の町、中の町、下の町、合せて人家二百五六十軒、宿屋大小合せて十軒あり、下の町井筒六郎兵衛を大家とき、て尋ね入て滞留の宿と定む、家の入口より奥まで、樓上樓下合せて室の數三十に餘れり、さて一室に入て休み居るに、暑氣なうして冷然たり、土地北海に近く、其上山谷の間なればなり、十一日巳刻過より曇天になりて、未刻過より雨ふりいでぬ、此所に諸國より湯治のためにきたれる人多けれど、邊國僻地なれば、游觀のために託來るはまれにて、實病の人のみ多ければ、自らしめやかにして、華々しき遊び業もあらず、有馬などとは様かはれり、湯治人旅宿旅籠の價一日二夕なり、朝と未刻頃に茶漬を出し、